

弁護士倫理・ここが問題

第10回 預かり金について出発点に戻り考える（その1）

弁護士倫理特別委員会委員 野々山 哲郎（34期）

1 問題提起

成年被後見人の預金を引き出して事務所の保証金にあてた弁護士が懲戒処分を受けたが、処分を受けた弁護士は、一時的な立て替えで横領する意思はなかったから処分は不服と述べているとの新聞記事があった。

弁護士業務をしていると金銭を預かることが多いが、日々の業務では、深く考えず預かり金の処理をしていることはないであろうか。処分は不服と述べている弁護士がどのように考えていたのかは不明であるが、自明と思われる預かり金の処理について、出発点に戻り考えてみたい。

2 預かり金規定の確認

預かり金について、弁護士職務基本規程の38条は「弁護士は、事件に関して依頼者、相手方その他利害関係人から金員を預かったときは、自己の金員と区別し、預り金であることを明確にする方法で保管し、その状況を記録しなければならない」と規定している。さらに、東京弁護士会の「業務上の預り金の取扱に関する会規」では「会員は、一事件又は一依頼者につき預り金の合計額が50万円以上で、かつ、銀行、郵便局その他の金融機関の14営業日以上保管するときは、預り金の保管のみを目的とする口座に入金し、保管しなければならない」と規定する。

しかし、上記規定は、保管方法についての規定であり、預かり金につき、自己の資産の範囲内で、一時的に立て替えることをどのように考えるべきであるか、直接の回答はない。そこで、説例を通して考えてみたい。

3 説例

弁護士Aは、弁護士A名義で預かり金口座を持っているが、平成20年3月30日現在、残高はゼロである。なお、預かり金口座の通帳カード類は事務所に置いてある。

肩書きのない個人のA名義で作成した口座には同日現在、金100万円の自己資金があるが通帳カード類は自宅に置いてある。

事件が解決し、和解金30万円が弁護士Aの預かり金口座に振り込まれることとなり、同月31日に同口座に金30万円の振り込みがあった。

その日、弁護士Aは、アルバイト代金30万円を支払わなければならなかったが、自己名義の通帳は自宅に置いてあったので、預かり金口座から金30万円を出金し、アルバイト代を支払い、預かり金口座の残高はゼロとなった。

翌4月1日、弁護士Aは、自己名義の口座から金30万円を出金して預かり金口座に入金し、和解金30万円を依頼者に支払った。

4 説例における弁護士Aの行為の適否

①**弁護士Aを擁護する見解**：弁護士Aに支払能力はある。預かり金口座も弁護士A名義で作成されており、預かり金口座か自己資金の口座か外形的には区別できない。通帳類も常に持ち歩くわけにはいかないし、自己の資産内での運用に過ぎないから、説例における弁護士Aの行為は違法とはいえない。弁護士Aは、まじめに預かり金口座を設けているのであるから、非行とするのは酷である。

②**説例に対する一応の結論**：しかし、預かり金口座とした以上、その口座にあるのは他人の金である。預かり金口座から金30万円を出金した弁護士Aの行為は他人の金であることが明白な預かり金口座からの引き出しといわざるをえない。

従って、弁護士Aの行為は横領行為であり、弁護士法56条の非行となるというのが、説例に対する大方の結論と思われる。しかし、弁護士Aを擁護する見解を十分に分析し切れていないので、本問題については、さらに検討を続けたい。